

第 505 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 4 年 7 月 1 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山恵子会長、小野木委員、鈴木委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、太田委員、大脇委員、木戸委員、中島委員

(使 用 者 代 表 委 員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、太箸委員、堀江委員

(事 務 局) 代田局長、伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、
木村課長補佐、宮下賃金指導官、高橋賃金指導官、久保賃金調査員、
吉田賃金調査員

- 議 題
- (1) 愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (2) 愛知県最低賃金専門部会の設置等について
 - (3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (4) 検討小委員会の設置等について
 - (5) 愛知地方最低賃金審議会運営規程及び検討小委員会運営規程の改正について
 - (6) 愛知地方最低賃金審議会 会長代理の改選について
 - (7) その他

議 事

○高橋賃金指導官

審議会開催にあたり事務局より御案内いたします。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、手指のアルコール消毒および検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽版を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき御理解と御協力の程よろしく願いいたします。

本日の審議会は公開となっておりますので傍聴の方がお見えになっていることを併せて御報告させていただきます。本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.5を配付させていただいております。不足などございませんでしょうか。それでは、報道の方の撮影をお願いいたします。

○中山恵子会長

お暑い中御参集頂きましてありがとうございます。ただ今から第 505 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は委員の出席状況等を報告して下さい。

○高橋賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益委員は中山徳良委員、長谷川ふき子委員の 2 名が欠席され、3 名の出席、労働者代表委員 5 名全員が出席、使用者代表委員 5 名全員が出席となっております。出席委員の合計は委員総数の 3 分の 2 以上となる 13 名であり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に定める定足数を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○中山恵子会長

本日の審議会は定足数を満たしている旨事務局から説明がありました。続きまして、昨年開催されました第 504 回愛知地方最低賃金審議会以降に、委員の一部交代がございましたので御紹介いたします。労働者代表委員の中塚委員が御退任され、新たに労働者代表委員といたしまして日本労働組合総連合会愛知県連合会労働条件局長の大脇匡人委員が御就任されました。御挨拶よろしゅうございますか。

○大脇委員

はい、今ので大丈夫です。

○中山恵子会長

ありがとうございました。では、次第に従いまして、議事を進めてまいります。議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)」に入らせていただきます。最低賃金の改正決定について、代田局長から諮問文を頂戴いたしたいと思っております。

○代田局長

愛労発基 0701 第 1 号

令和 4 年 7 月 1 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵 子 殿

愛知労働局長 代 田 雅 彦

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

(諮問文手交)

(写真撮影)

(諮問文(写)配付)

○中山恵子会長

では、局長から御発言をいただきたいと思いますが、配られましたか。お手元に皆さん届きましたでしょうか。では、局長より御発言頂きたいと存じますのでよろしく願いいたします。

○代田局長

ただ今令和 4 年度愛知県最低賃金額改定について諮問をいたしました。昨年度は、当県の経済雇用の実態、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告等を十分に参酌した御審議を真摯に、また、極めて精力的に行なっていただいた結果 28 円の引上げ 955 円となりました。審議会での御意見御指摘も踏まえ、労働局としては関係機関とも協力の上広報にも全力を挙げているところです。成長と分配の好循環を早期に実現する持続的な賃金上昇に向けては、労働生産性と労働分配率を一層向上させることが必要であり、労働力や技術力により生み出される付加価値やコストを適切に労使各位に反映できる環境整備が重要との認識に立っております。

本年 6 月 7 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」におきましては、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指し引上げに取り組む。こうした考えのもと、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされたところでございます。

一方、最低賃金の引上げにあたりましては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要です。これにつきましては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」にも記載があるとおり、中堅企業、中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を適切な価格転嫁が行われる環境の整備、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等を、政府全体といたしまして賃金引上げの機運醸成に取り組んでいくこととなっております。こうした方針に御配慮いただきながら、本年 10 月 1 日の発効を目指しまして御審議をお願いしたいと考えてございます。暑い中、委員の皆様方におかれましては、大変過密な審議会日程により、御出席の期間御迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症といったことにも留意しながら運営等に当たってまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中山恵子会長

ありがとうございました。では、局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会

として愛知県最低賃金の改正について、今後、真摯に審議を行うことといたします。

○高橋賃金指導官

報道各位の皆様申し上げます。頭取りはここまでとさせていただきます。カメラ、ビデオのみの方は御退出いただきますようお願いいたします。

○中山恵子会長

では、議題(2)「愛知県最低賃金専門部会の設置等について」に入らせていただきます。愛知県最低賃金の改正決定に関する審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することとなっております。愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等につきましては、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取とあわせて、事務局からの御説明となります。お願いします。

○高橋賃金課長

事務局より御説明いたします。専門部会の設置は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基となる規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。まず、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないとされています。専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は 9 人以内とされています。このため、公労使各 3 名の委員により組織されます。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから愛知労働局長が任命いたします。委員の推薦に係る公示は、本日から 7 月 15 日金曜日までの 15 日間行います。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を本日から 7 月 22 日金曜日まで行います。

また、令和 4 年 6 月 20 日付けで愛知県弁護士会会長より早急に最低賃金を引き上げて最低でも時給 1,000 円以上の金額を答申することを求める「最低賃金の引き上げを求める会長声明」と題する書面が提出されておりますことを御報告いたします。同書面につきましては写しを別途配付資料としてお配りしております。

また、愛知県労働組合総連合、愛労連より「物価高騰のおり、県民の生活改善と地域経済の活性化のために最低賃金の大幅な引き上げを求める要請書」と題する書面が提出されていることを御報告いたします。こちらも別途配付資料としてお配りしています。加えまして、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を 1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」署名 9,134 筆の提出がございましたので御披露いたします。

これより委員の皆様へ回覧をさせていただきます。

○中山恵子会長

回覧なんですけれども、重いので、事務局が回してくださるのでよろしく願いいたします。

す。

(署名回覧)

○中山恵子会長

ただ今の御説明に関しまして、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山恵子会長

では、最低賃金の改正の決定についての調査審議を求められました当最低賃金審議会は、専門部会を置くこととさせていただきます。

委員の推薦に係る公示並びに御意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示の実施を事務局にお願いします。

では、議題(3)の「愛知県の特定期間最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に入ります。

○高橋賃金課長

特定最低賃金 6 業種の改定について申出書が提出されたことを御報告いたします。「資料No. 3」を御覧ください。本年 6 月 27 日に労働団体であります日本労働組合総連合会愛知県連合会から、愛知労働局長に対し 6 業種にかかる改正決定の申出書の提出がございました。資料「No.3」は、改正の申し出のあった特定最低賃金を日本標準産業分類番号順に記載しております。

ただ今より当該 6 業種の最低賃金名称を読み上げさせていただきます。

1.愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金、平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号

2.愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、同公示第 4 号

3.愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金、同公示第 7 号

4.愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、同公示第 5 号

5.愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金、同公示第 6 号

6.愛知県自動車(新車)小売業最低賃金、同公示第 9 号

以上です。

○中山恵子会長

特定最低賃金 6 業種につきまして、改正決定の申し出があったとの報告が今ございました。

つきましては、局長から諮問文を読み上げていただくとともに、後ほど頂戴したいかと思いません。よろしくお願いいたします。

○代田局長

愛労発基 0701 第 2 号

令和 4 年 7 月 1 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代田 雅彦

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 4 年 6 月 27 日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長可知洋二から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり下記 6 件に関する申出があったので、同法第 21 条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

なお、特定最低賃金の 6 件については、先ほど事務局から説明したとおりであり、繰り返しになりますので、読み上げを省略させて頂きたいと思えます。以上でございます。

(諮問文手交)

(諮問文(写)配付)

○中山恵子会長

ありがとうございました。では、局長からの諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会といたしましては、6 業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、今後、審議をいたしたいと思えます。

次に議題(4)「検討小委員会の設置等について」でございます。特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無に関しましては、従来より愛知地方最低賃金審議会運営規程第 3 条の規定に基づいて「検討小委員会」を設置して審議しております。本年度も「検討小委員会」を設置して、改正決定について審議することとしてよろしいかお諮りしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山恵子会長

ありがとうございます。御承認いただきましたので、検討小委員会の設置・運営について、事務局から御説明して下さい。

○高橋賃金課長

愛知地方最低賃金審議会運営規程第 3 条において「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされ、検討小委員会運営規程第 2 条により、「委員会の構成は、会長を含め、公益代表委員 5 名、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ 3 名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。」とされています。これら規定によりまして、会長が委員を指名し、小委員会を設けることとなっています。以上です。

○中山恵子会長

御意見、御質問等はいかがでしょうか。

(意見なし)

○中山恵子会長

よろしいですね。それでは、検討小委員会運営規程第 2 条の規定に基づき、検討小委員会委員を決定したいと思います。

事務局からは、労働者代表委員の被推薦者は、安藤委員、大脇委員、木戸委員、使用者代表委員の被推薦者は、梶原委員、澁谷委員、太箸委員と伺っておりますが、間違いございませんでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

では、労働者代表委員として、安藤委員、大脇委員、木戸委員、使用者代表委員としては、梶原委員、澁谷委員、太箸委員を指名させていただきます。また、公益委員は、5 名全員が委員を務めさせていただきます。委員の皆様には、検討小委員会の円滑な運営につきまして、御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、検討小委員会の委員長、委員長代理につきましては、検討小委員会運営規程第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、先般、公益委員で打ち合わせ、委員長を長谷川ふき子委員、委員長代理を私、中山恵子としておりますので御報告申し上げます。よろしく申し上げます。特定最低賃金の審議に関しまして御意見がございましたらお伺いしますが、いかがですか。

(意見なし)

○中山恵子会長

よろしいですか。では、次に議題(5)「愛知地方最低賃金審議会運営規程及び検討小委員会運営規程の改正について」に入らせていただきます。内容を事務局から御説明下さい。

○高橋賃金指導官

事務局から御説明させていただきます。愛知地方最低賃金審議会運営規程及び検討小委員会運営規程の改正ですが、その内容は、行政におけるオンライン化の推進や「行政手続における押印(ハンコ)の廃止」(規制改革実施計画(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定))を踏まえたもので、具体的には、2 点あります。

1 点目は、審議会等について、テレビ会議システム利用による出席ができるようにすること、2 点目は、会議の議事録の署名を廃止することです。審議会運営規程及び小委員会運営規程の具体的な書きぶり等は、お配りしている資料No.3 及びNo.4 のとおりで、左側が「現行」右側が「改正案」となっており、改正個所に下線等を付しております。

まず、1 点目の審議会等について、テレビ会議システム利用による出席ができるようにすることですが、これは第 4 条第 1 項に、「会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席ができる。」、第 2 項に、「テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。」と追記しています。

次に、2 点目の会議の議事録の署名廃止についてですが、これは第 7 条第 1 項に、「議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。」となっていたものを、「議事録には、会長及び会長の指名した委員 2 人が署名」という文言を削り、「議事録を作成するものとする。」としています。規程の改廃に当たりましては、同運営規程第 10 条の規定に基づき、審議会の議決に基づいて行う必要がありますので、御審議お願いいたします。

事務局からは以上です。

○中山恵子会長

ただ今事務局から御説明がありましたが、御質問御意見等いかがでしょうか。

(意見なし)

○中山恵子会長

よろしいですか。では、改正案について、議決を行いたいと思います。委員の皆様、御異議ございませんか。

(異議なし)

○中山恵子会長

それでは、改正案のとおり改正し、本日より施行といたします。事務局は改正後の愛知地方

最低賃金審議会運営規程及び同検討小委員会運営規程を配付してください。

(運営規程配付)

○中山恵子会長

次に議題(6)「愛知地方最低賃金審議会会長代理の改選について」に入ります。事務局より御説明下さい。

○高橋賃金指導官

事務局から御説明させていただきます。中山徳良会長代理より、本年 7 月中に開催予定の審議会につきまして、日程調整がつかず出席できないことから、会長代理を辞任されたい旨の申し出がございました。会長代理は、最低賃金法第 24 条第 4 項の規定により、会長に万一事故があるときには、会長職務を代理するとされており、予めの選出が必要とされております。

会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益代表委員より選挙することとされており、当審議会では、従来から公益委員の互選結果を本審にて承認・選挙いただくことが慣例となっております。

事務局からは以上です。

○中山恵子会長

中山徳良委員の会長代理辞任については、審議会の運営上、止むを得ないものと考えました。後任の会長代理選出にあたりましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定によりまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」こととされております。公益委員の互選結果を本審にて御提案し、御承認いただく方法での選挙方法に御賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

ありがとうございます。では、選挙方法につきまして御承認いただきましたので、本年 6 月 28 日開催の公益委員会議における互選結果として、鈴木委員を新たな会長代理候補として御提案申し上げたいと思います。皆様御承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御賛同をいただきましたので、以降会長代理は鈴木委員となりましたのでどうぞよろしくお願い申し上げます。では、会長代理の札をお

願います。

(職名札設置)

○中山恵子会長

それでは、ただ今御就任いただきました鈴木会長代理に、一言御挨拶を頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

ただ今、会長代理に選任いただきました鈴木と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○中山恵子会長

ありがとうございます。では最後に、議題(7)「その他」でございますが、大脇委員どうぞ。

○大脇委員

まず、今年の最低賃金の審議におきまして公益委員、使用者委員の皆様よろしくお願いいたします。本日の審議会で労働者側から資料を提出させていただいておりますので、手元の資料に沿って説明させていただきたいと思えます。

まず表紙をめくっていただき、初めに審議に臨む基本スタンスを御説明したいと思います。こちらに3点ございますが、1点目は最低賃金に求められている役割についてです。最低賃金法第1条に記載されているとおり、最低賃金は労働者の生活の安定、労働者の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに経済の発展に寄与することが目的となっております。まずはこの目的の考えを第一に、誰のために、何のためにこの審議に臨んでいるのかということは今一度考える必要があるかなと思えます。

2点目はこれからの日本経済の成長に必要な人への投資についてです。ここ数年はコロナによる経済の低迷が続いておりましたが、その間は政府の各種支援策で日本経済は支えられ回復傾向にまで来ましたが、ただいつまでも支援に頼っているのは本当の回復とは言えず、自律的成長をしていくためには働く人の力が必要です。そこへは人への投資が不可欠となり、その重要な要素が、働く人の生活の糧となる最低賃金の引上げだと思えます。

3点目は今年の春闘の賃上げの流れを最低賃金の引上げにしっかりと繋げることです。連合愛知に加盟する組合の集計結果では、大手中小すべての規模で、率、額ともに昨年を上回るとともに、賃金改善については昨年に比べ約1.4倍の労働組合が回答を引き出して、賃上げの流れは拡大していると捉えています。これらは労使双方の賢明な努力により実現した賃上げの流れなので、その結果をしっかりと最低賃金の引上げに繋げ、最低賃金近傍で働く組合のない未組織労働者の労働条件向上へ波及させるべきであり、これが最低賃金審議の本質であると考えています。

次のページで地域別最低賃金に対する主張を 3 点あげております。1 点目は現行水準の低さです。愛知県の現行水準ではワーキングプア水準と言われている年収 200 万円に満たないのが実態です。労働者の働きの価値に見合った賃金水準の確立が何より必要だと思います。2 点目はこの数か月で深刻となってきた物価上昇についてです。ガソリンを始めとした資源高や円安の影響等によって物価上昇に歯止めがかかっておらず、4 月の消費者物価上昇率は 2% を超え、消費増税の影響があった期間を除いた場合、2008 年 9 月以来の水準であります。最低賃金近傍で働く方にとっては明日の生活も今までどおりにいかないといった厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要だと考えます。3 点目は同一労働同一賃金の観点です。最低賃金の引上げは、同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることに繋がり、愛知県労働者の約 4 割を占める有期短時間契約等労働者のやりがいや働き方の向上に繋がる重要なものになります。

次のページには特定産業別最低賃金に対する主張を記載しています。こちら 2 点ございます。1 点目は特定最低賃金の意義目的です。特定最低賃金は法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムです。同じ産業で働く基幹的労働者の、入り口賃金の機能を果たす特定最低賃金は、地域別最低賃金とは違う意義目的を持っており、産業の健全な発展を図る観点などを含め、重要な位置づけにあることをまず皆さんと改めて認識を合わせたいと考えております。2 点目としては、特定最低賃金は当該産業労使が締結した企業内最低賃金を基礎としながら審議を行うものであります。今年度においても当該労使が合意した企業内最低賃金のもと、6 業種は労働協約ケースで申し入れを行っております。この点を十分御理解いただいたうえで、産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を、労側としては強く求めたいと思います。

最後のページになります。最後になりますが、ここにはつい先日 6 月 28 日に行われました第 63 回中央最低賃金審議会での政府の見解を記載しております。国としても最低賃金についてできる限り早期に全国加重平均 1,000 円を目指すようにと発言されています。目指すところは労働者も同じであり、そのためにも A ランクにある愛知県が率先して 1,000 円台として、東海地方を中心として他県にも波及させ、全国の最低賃金を押し上げていくことが不可欠だと考えております。これらの見解も踏まえまして、様々な指標や、現在行われている中央最低賃金審議会の審議結果等も参考にしながら、審議会の根幹でもある三者構成を大事にしながら、公益委員の皆様、使用者委員の皆様と議論を深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○中山恵子会長

はい、使用者側は。

○梶原委員

はい、本年度の最低賃金の審議に臨むにあたりということですが、現状企業を取り巻

く情勢というのは大変厳しい状況にあるというのは皆さん御承知いただいていることかと思
います。ただ、いま労側委員の方がおっしゃいました人への投資ということに関する重要性に
ついては、我々使用者側も十分認識しているというふうに思っています。ただ、いま申し上げ
たとおり経済情勢が厳しいという状況も踏まえながら、そして最低賃金法で定められており
ます審議の要素、生計費、賃金それから企業の支払能力、こういったものをしっかりと我々と
しては認識をして踏まえて議論に臨みたいというふうに考えていますのでよろしくお願いい
たします。

以上です。

○中山恵子会長

はい、他の方よろしいでしょうか。ただ今労働者側、使用者側、それぞれから御意見を賜り
ました。他ないようですので、事務局からは何か連絡等はございますか。

○服部主任賃金指導官

今後の日程については、中央最低賃金審議会の動向を踏まえて決定することとなります。こ
のため、同審議会の動向についてはできる限り速やかに皆様方にお知らせしたいと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中山恵子会長

ただ今の御説明、質問等よろしいですか。

(特になし)

○中山恵子会長

では、今後の審議につきましては、中央最低賃金審議会の動向を踏まえて進めることといた
します。他に、労働側の方、使用者側の方、御意見等いかがでしょうか。

(特になし)

○中山恵子会長

よろしいですか。では以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第 505 回
愛知地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。本日は、お暑い中ありがとうございました。